

第 19 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 7 年 1 月 30 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 7年 1月30日 (木) 15時30分～16時02分

●場所

茅室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第4	議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第5	議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件
日程第6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	10番 松久 和明	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則
13番 高橋 仁	14番 栗野 秀明	15番 堀井 和宏	16番 道下 勇治
17番 横溝 勲			

●欠席委員

●委員会に参与した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

9番 土屋 克彦	10番 松久 和明
----------	-----------

(15時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、9番 土屋委員、10番 松久委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町坂の上7線外合計9筆、公募・現況地目とも畠、合計面積267,020m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町毛根北6線外合計6筆、公募・現況地目とも畠、合計面積128,127m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号3番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計6筆、公募・現況地目とも畠、合計面積20,031m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号4番】土地の所在は、芽室町西土狩北8線外合計14筆、公募・現況地目とも畠、合計面積145,821m²です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。それでは、盛田あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。1月22日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、中捨委員、小林委員、松久委員、横溝委員、そして私盛田、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時00分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番は賃貸借でのあっせん成立となりました。また、番号2番については、資金調達等に時

間を要するためあっせん不成立となりました。あっせん内容の詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、盛田あっせん委員長より説明のありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があつたので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北伏古東13線、公簿・現況地目とも畠、面積14,093m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 野澤委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○5番（野澤委員） 5番野澤です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、北伏古中心部から東へ約2km、帯広市別府地区にまたがる農地です。譲受人は、生産法人になり30年経過し、地域内外において大規模に農産物の生産や受託作業等をされています。また、周辺地域にも理解を得ているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町毛根北4線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積8,710m²です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○1番（島部会長） 1番島部です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から約6km、75号線と十勝川の間にある農地です。譲受人が使用している農地の中央部分

にある河川敷の払い下げです。また、周辺地域への影響がないため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町伏美23線外合計7筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積95,590m²です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、上美生市街地から西へ約6kmにある農地です。本申請は、親から子への贈与です。譲受人は、営農して20年以上経過し、安定した酪農経営を行っているため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号4番、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町芽室北1線外合計2筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積6,941m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

【番号5番】土地の所在は、芽室町芽室基線外合計12筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積326,279m²です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります小林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（小林委員） 8番小林です。先日、現地確認と本人から話を伺いました。申請地は、市街地から清水方面へ約3kmの西芽室地区です。借人は、就農して15年以上が経過し、これまで健全な営農を行ってきましたので、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

15時50分 休憩
15時52分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとぎ、会議を再開します。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号4番、番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定による農用地買入協議要請の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第3条第2項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を行うよう要請することについて審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北明西7線外合計21筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積103,011.90m²です。

○議長（島部会長） 次に、盛田あっせん委員長より経過について、説明をお願いします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。1月22日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、中捨委員、小林委員、松久委員、横溝委員、そして私盛田、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会

を開催し、申出状況等の説明を受けました。番号1番について協議の結果、資金調達等に時間をするため、あっせん不成立となり、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要となる事案と判断しました。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号91番から整理番号94番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号91番】土地の所在は、芽室町芽室北2線外合計9筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積72,036.55m²を賃貸借するものです。

【整理番号92番】土地の所在は、芽室町平和西15線外合計4筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積78,902m²を売買するものです。

【整理番号93番】土地の所在は、芽室町美生5線外合計3筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積60,796m²を賃貸借するものです。

【整理番号94番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計8筆、公簿・現況地目とも畠、合計面積47,381m²を賃貸借するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号91番から整理番号94番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） 以上で、質疑を終わります。続いて、採決を行います。はじめに、整理番号91番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号91番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号92番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号92番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号93番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号93番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号94番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号94番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第19回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（16時02分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 7年 1月 30日

議長（農業委員会会長）

会議録署名委員

会議録署名委員